

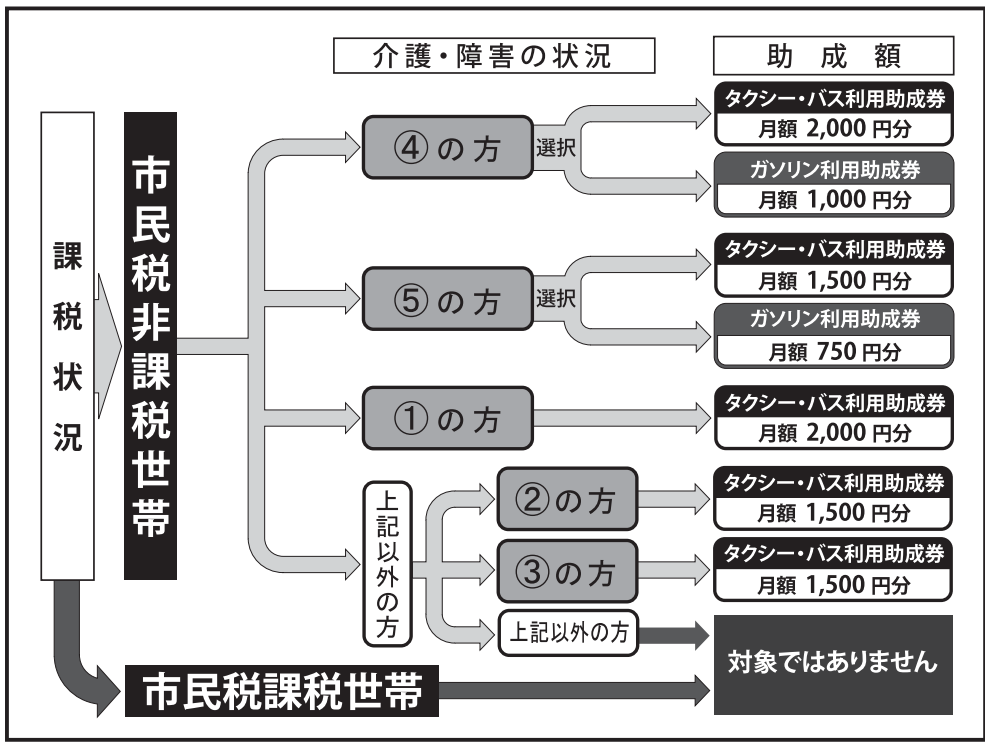
福祉総合交通利用助成のお知らせ

市では、要介護・要支援認定を受けている方や75歳以上でひとり暮らしの方、また障害者手帳の交付を受けている方などの外出を支援するために、タクシー・バス利用助成券やガソリン助成券を交付しています。

対象者

市内にお住まいで、市民税が非課税の世帯のうち、次に該当する方

- ① 介護保険要介護・要支援認定者
 - ② 満75歳以上でひとり暮らしの方
 - ③ 満70歳以上の方のみの世帯およびこれに準じる世帯の方で満75歳以上の方
 - ④ 身体障害者手帳所持者のうち肢体不自由1級・2級、視覚障害1級・2級、呼吸器機能障害1級の方
 - ⑤ 療育手帳所持者のうちA1・A2判定の方
 - ⑥ 身体障害者手帳所持者のうち1級・2級（④に該当する方以外）の方または肢体不自由3級の方
- 精神障害者保健福祉手帳所持者のうち1級・2級の方



助成額など

- ◎タクシー・バス利用助成券
- A. 対象者のうち①、④の方
月額2,000円分
 - B. 対象者のうち②、③、⑤の方
月額1,500円分
- ◎ガソリン助成券
- A. 対象者のうち④の方
月額1,000円分
 - B. 対象者のうち⑤の方
月額750円分

※④、⑤の方は「タクシー・バス利用助成券」または「ガソリン助成券」のうちどちらかを選んでいただけます。

申請の方法

要介護・要支援認定を受けている方は介護保険の被保険者証を、障がいのある方は障害者手帳をお持ちのうえ、長寿介護課、障害福祉課または各保健センター（朽木地域は朽木支所）で申請してください。

- 問①②③該当の方
長寿介護課 ☎(25) 80209
- ④⑤該当の方
障害福祉課 ☎(25) 85106

介護用品助成のお知らせ

寝たきりや認知症など心身の障がいのため介護用品を在宅で使用している方に、介護用品の購入に使える助成券を交付しています。

助成券交付額

- 60歳以上または要介護認定のある方の場合
- ① 市民税非課税世帯で要介護4、5相当の方
月額5,000円
 - ② 市民税非課税世帯で①以外の方
月額3,000円
 - ③ 市民税課税世帯の方
月額1,000円

①②③以外で障害者手帳の交付を受けている方等の場合

- ④ 介護用品使用者本人が20歳未満の方
月額5,000円
- ⑤ 市民税非課税世帯で④以外の方
月額3,000円
- ⑥ 市民税課税世帯で④以外の方
月額1,000円

助成券で購入できる介護用品

紙おむつ、尿とりパット、清拭剤、ドライシヤンプー、おしり拭き、介護シート、使い捨て手袋、リハビリパンツ

※助成券は、市内の協力店でのみお使いいただけます

申請方法

申請書に民生委員または市保健師の確認を受けて提出してください。

介護保険のサービスを利用している方は、利用している居宅介護支援事業所の確認でも可能です。

※前年度に引き続き申請される方は、この確認を省略することができます。

- 問①②③に該当する方
長寿介護課 ☎(25) 80209
- ④⑤⑥に該当する方
障害福祉課 ☎(25) 85106

